

請求書等の押印に関するQ&A

NO.	質問	回答
押印省略対象となるもの		
1	押印省略の対象となる書類は何ですか。	令和8年4月1日以降に発行された請求書および見積書です。 また、内訳書が別紙になっている場合の内訳書も省略対象です。 ※ただし、法令・規則・要綱等で押印の定めがある書類は対象外です。
2	押印省略できる印は何ですか。	代表者印、個人印（丸印）及び法人印（角印）です。
押印省略方法（記載方法）		
3	本件責任者と担当者とは誰を指しますか。	本件責任者は法人・団体の場合、請求書の発行にあたって責任を有する人。 担当者は請求書を作成する事務を担当する人。
4	本件責任者と担当者の記載は名字だけでよろしいですか。	名字だけでなく名の記載をお願いします。（フルネームで記載）
5	本件責任者と担当者が同一人物の場合は。	同一人物で問題ありません。その場合は「同上」と記載する等、同一人物であることがわかるよう記載してください。
6	個人の場合でも本件責任者及び担当者、連絡先の記載は必要ですか。	個人（個人事業主含む）の場合は連絡先（電話番号）のみ記載してください。
7	本件責任者等の記載は手書きでも、よいですか。	手書きで問題ありませんが、鉛筆等消せる筆記用具での記載は不可です。
8	連絡先は携帯番号でよろしいですか。	原則、固定電話の番号の記載をお願いします。ただし、固定電話を設定していない場合は携帯電話番号の記載でもかまいません。
9	連絡先はメールアドレスでもよろしいですか。	直接連絡する場合があるため、電話番号を記載してください。ただし、電話での対応等が困難な場合は電話番号に加えて、メールアドレスを記載してください。
10	請求書が複数ページの場合、割印の省略は可能ですか。	下記のいずれかを満たせば省略可能です。 ①各ページに同一の請求書番号が付されている ②☆/○ページ等、総ページ数と各ページ数が付されている
提出方法		
11	電子メールでの請求書の提出は可能ですか。	町担当部署に確認してください。 PDF形式で電子メール送信後、担当部署に受信確認の連絡をしてください。
12	押印を省略した請求書等は電子メールのみの提出ですか。	押印省略した場合、電子メールのほか、従来どおり郵送や持参による提出もできます。
13	PDF形式で提出した請求書等に電子印が付されている場合、押印のある請求書としての取り扱いですか。	電子提出された請求書等は印影の有無に関わらず、押印が省略された請求書等として取り扱います。
その他		
14	押印のある請求書についても、本件責任者及び担当者、連絡先の記載は必要ですか。	押印がある場合は責任者及び担当者、連絡先の記載は不要です。
15	押印省略した請求書等に記載誤りがあった場合、訂正印での対応は可能ですか。	訂正はできません。正しい記載内容の請求書を作成し、再提出してください。
16	見積書と請求書で、一方は押印省略しもう一方は押印した場合の取り扱いはどうなりますか。	異なった場合でも、それぞれに不備がなければ有効です。
17	本人以外の支払先に支払う場合も、請求書の押印を省略できますか。	できません。委任状等に押印が必要となります。